

鳴門市避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳴門市避難行動要支援者避難支援プランの規定に基づき、高齢者や障がい者等が、災害発生時又は災害の発生するおそれのあるとき(以下「災害時等」という。)に、迅速かつ的確な避難等の支援が地域の中で受けられる体制を整備することにより、平常時も安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、本市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時等の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。）のうち、災害時等に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

2 前項において「災害時等に自ら避難することが困難な者」とは、市内に居住する在宅の者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3以上に該当する者
- (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の規定による1級又は2級に該当する者
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けた者で、障害の程度がAに該当する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害程度の等級が1級に該当する者
- (5) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者であって、災害時等に自ら避難することが困難であると市に申し出た者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、難病患者や妊産婦、乳幼児等であって、災害時等に自ら避難することが困難であると市に申し出た者

3 第1項において「その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者」とは、災害時等において、自力避難又は家族等の支援による避難が困難であり、地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意した者をいう。

4 この要綱において「避難支援者」とは、災害時等に避難行動要支援者に対して、災害に関する情報伝達や安否確認、避難誘導などの支援をする者であり、普段から避難行動要支援者を見守れる程度の近隣に居住し、支援を行うために必要な個人情報の提供に同意した者をいう。

5 この要綱において「地域支援機関」とは、民生委員・児童委員及び避難行動要支援者の個人情報を共有することについて鳴門市避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書（様式第1号）を締結し、避難行動要支援者に対し次に掲げる支援を行う自主防災会をいう。

- (1) 第5条第1項に規定する個別避難計画の作成
- (2) 災害時等における情報伝達、避難誘導及び安否確認
- (3) 前号に規定する活動を容易にするために平常時において行う声掛け、安否確認及び相談への対応

6 この要綱において「地域支援者」とは、避難支援者及び地域支援機関をいう。

7 この要綱において「災害」とは、土砂災害、台風、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他異常な自然現象又は火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。

(避難行動要支援者の把握)

第3条 避難行動要支援者は、次に掲げる方法により把握するものとする。

- (1) 第2条第2項第1号に規定する者の情報は、要介護認定情報により把握する。
- (2) 第2条第2項第2号、第3号及び第4号に規定する者の情報は、各種障害者手帳交付台帳により把握する。
- (3) 第2条第2項第5号及び第6号に規定する者の情報は、本人等からの申し出により把握する。
- (4) 前各号に規定する者のほか、地域支援機関が見守り活動を行った際に避難行動要支援者の情報を収集することにより把握する。

(避難行動要支援者の登録)

第4条 避難行動要支援者は、支援を受けるために鳴門市避難行動要支援者登録申請書兼同意書(様式第2号)を市長に提出するものとする。この場合において、登録申請者は、避難支援者を記載する場合は、あらかじめその者の同意を得なければならない。なお、申請者が登録について同意の判断をすることができない時は、成年後見人又は家庭裁判所により認められた保佐人、補助人若しくは2親等以内の家族の同意のもとに登録するものとする。

2 市長は、前項の申請を円滑に行うため、地域支援機関の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。

3 市長は、前2項の情報をもとに災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の10第2項に規定する事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成し、保管するものとする。

(個別避難計画)

第5条 市長は、避難行動要支援者の登録を行った者(以下「登録者」という。)の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するため、登録者ごとに避難行動要支援者個別避難計画(様式第3号。以下「個別避難計画」という。)を作成するものとし、個別避難計画の作成にあたっては、地域支援機関に協力を求めることができるものとする。

2 市長は、個別避難計画の作成にあたり、地域支援機関に協力を求める場合には、避難行動要支援者名簿の情報を地域支援機関に提供することができるものとする。

3 地域支援機関は、前項の規定により情報の提供を受けた場合は、当該情報をもとに作成した個別避難計画を市長に提出するものとする。

4 市長は、個別避難計画の情報を避難行動要支援者名簿に追加するものとする。

5 個別避難計画は、市長が保管し、その写しを登録者及び地域支援者がそれぞれ保管する。

(登録事項の変更)

第6条 登録者は、個別避難計画の記載事項に変更が生じたときは、鳴門市避難行動要支援者登録変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、個別避難計画の変更箇所を修正するとともに、地域支援者が保管する個別避難計画の写しを差し替え、変更前の個別避難計画の写しを回収するものとする。

(登録の取消)

第7条 登録者は、避難行動要支援者名簿からの登録の取消を求める場合には、鳴門市避難行動要支援者登録取消届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに避難行動要支援者名簿から登録を取り消すとともに地域支援者が保管する個別避難計画の写しを回収するものとする。

3 市長は、登録者が次に掲げるいずれかに該当する場合には、避難行動要支援者名簿から登録を取り消すとともに、地域支援者が保管する個別避難計画の写しを回収するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。
- (4) 第2条第1項の要件に該当しなくなったと認められるとき。

(地域支援者の義務)

第8条 地域支援者は、鳴門市個人情報保護条例(平成16年条例第2号)の規定に基づき、第2条第4項及び第5項に掲げる支援以外の目的のために個別避難計画の写しを利用してはならない。

2 地域支援者は、個別避難計画の写しに記載された個人情報及び支援を行う上で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。また、支援をする役割を退いた後も同様とする。

3 地域支援者は、個別避難計画の写しを紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が避難支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

4 地域支援者は、個別避難計画の写しを紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(登録者の努力目標)

第9条 登録者は地域支援者及び地域の住民との間に良好な関係を保つように努めるものとする。

2 登録者は、災害時等においては、自主的な避難を心掛けるとともに、地域支援者による支援が円滑に行われるよう配慮するものとする。

(市の責務)

第10条 市長は、避難行動要支援者の災害時等における生命の安全を確保するため、登録の円滑な促進を図り、地域支援機関との連絡調整及び協力体制を確保しなければならない。

(所管)

第11条 避難行動要支援者の登録その他避難行動要支援者の避難支援に係る事務は、危機管理局危機管理課、健康福祉部長寿介護課及び社会福祉課において処理する。

(制度の周知)

第12条 市長は、広報等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 地域支援機関は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

鳴門市避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書

鳴門市(以下「甲」という。)と〇〇自主防災会(以下「乙」という。)は、鳴門市避難行動要支援者登録制度実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、甲と乙が避難行動要支援者に対する支援を行うため、乙が甲より避難行動要支援者に関する情報の提供を受けるにあたり、個人情報の取り扱いの方法その他個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第 2 条 甲は、乙に避難行動要支援者個別避難計画の写し(以下「個別避難計画」という。)を提供するものとする。

(利用目的)

第 3 条 個別避難計画は、災害時等における情報伝達、避難誘導及び安否確認並びにこれらの活動を容易にするために平常時において行う声掛け、安否確認及び相談への対応においてのみ利用することができる。

(適正管理)

第 4 条 乙は、個人情報の漏えい等がないよう、個別避難計画を適正に管理しなければならない。

2 乙は、甲の承諾があるときを除き、個別避難計画の全部若しくは一部を複製し、又は複製してはならない。

3 乙は、個別避難計画を紛失したときは、速やかに甲へ報告しなければならない。

4 乙は、甲から新たに個別避難計画の提供を受け、又は甲から個別避難計画の返還を求められたときは、既に提供されている個別避難計画を甲に返還しなければならない。

(秘密の保持)

第 5 条 乙は、個別避難計画及び避難行動要支援者に対する支援を行う上で知り得た情報を第 3 条以外の目的に利用し、又は甲の承諾を得た場合を除き、甲以外の者に提供し、若しくは漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報保護条例の適用)

第 6 条 要綱及びこの協定に定めるもののほか、個人情報の取り扱いについては、鳴門市個人情報保護条例(平成 16 年条例第 2 号)の規定を適用する。

(協定期間及び更新)

第 7 条 この協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 鳴門市
鳴門市長
乙 住所
団体名
代表者名